

運動部・文化部活動の在り方に関する方針（令和８年８月）

愛媛県立東予高等学校・愛媛県立東予総合高等学校

1 はじめに

本校が大切にする「出会って、混ざって、支え合う」理念のもと、多様な仲間との出会いを通して互いの個性や価値観を認め合い、励まし合いながら成長することを目指す。また、生徒一人一人の挑戦や創意工夫を大切に、「わくわくをカタチに」できる活動を推進することで、自ら考え、行動し、未来を切り開く力を育成する。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 本方針は、愛媛県及び愛媛県教育委員会が平成 30 年 6 月に策定した「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」及び愛媛県が平成 31 年 3 月に策定した「愛媛県の文化部活動の在り方に関する方針」（以下、県方針）に則って定めるものである。
- (2) 校長は、県方針に則り、毎年度、本方針を策定する。
- (3) 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。
- (4) 校長は、本方針及び活動計画等を学校のホームページで公開する。

3 合理的・効果的な活動の推進

- (1) 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たって、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 校長及び部活動顧問は、安全のための施設・設備の点検を定期的に実施するとともに、活動環境に留意し、熱中症等の事故防止に最大限努める。また、AEDの使用方法等、事故発生時の対応について周知する。
- (3) 部活動顧問は、競技種目や活動分野の特性を踏まえた科学的・合理的かつ効率的・効果的なトレーニングや活動方法の積極的な導入により、休養を積極的に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

4 加入・登録

- (1) 部の加入については、1 年生は原則全員加入とし、2、3 年生は任意加入とする。
- (2) 原則として運動部活動内での兼部はできない。ただし、種目団体等の登録制度に問題がなく、校長が認めた場合はその限りではない。

5 活動等と適切な休養日の設定

- (1) 活動時間は、始業前 8 時 30 分までと放課後を原則とし、平日は 2 時間程度、休業日は 3 時間程度とする。
- (2) 活動終了時間は、平日は 19 時、休業日及び長期休業中は 17 時とする。
- (3) 考査発表中及び考査中の活動は、活動許可願を提出し、校長が認めた場合に限り活動できる。ただし、活動時間は 1 時間 30 分以内とする。
- (4) 学期中の休養日については、週に 2 日以上設ける。（平日は少なくとも 1 日、週末は 1 日以上とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。長期休業中の休養日も学期中に準じた扱いとする。）
- (5) 休業日及び長期休業中における部活動登校時の服装は、原則制服とする。ただし、部内でそろえたジャージ等であれば、それを認める。
- (6) 社会体育・地域活動で活躍する生徒の多様なニーズに応えるため、継続的に活動している生徒が公式大会・公式行事への参加を希望する場合に、参加できるように顧問を配置する。

6 参加する大会・行事等の精査

部活動として参加する大会・行事は、以下に該当するものとする。

- (1) 愛媛県教育委員会、愛媛県高等学校体育連盟、愛媛県高等学校野球連盟、愛媛県高等学校文化連盟、全国工業校長協会、農業クラブ連盟等の主催又は共催する大会（公式大会）・行事（公式行事）。
- (2) 審議を経て公式大会・公式行事に準ずると認められた大会・行事。
- (3) その他の大会・行事については、校長が教育上の意義や生徒、教師の負担等を考慮した上で許可した場合のみ参加を認める。原則として、泊を伴わないものは年 2 回以内、泊を伴うものは 2 泊 3 日以内で年 1 回とする。